



トピックス	TOP	MPD
S・A	5～8	5～8
論文	2・3	2

職務質問①



警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている者と認められる者を停止させて質問することができる(警職法2条1項)。

職務質問

① 意義

警察官が、何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしているとの疑いのある者(犯人的立場にある挙動不審者)、又はそれらについて知っている者と認められる者(第三者的立場にある者)を、停止させて質問することをいう。

② 対象者

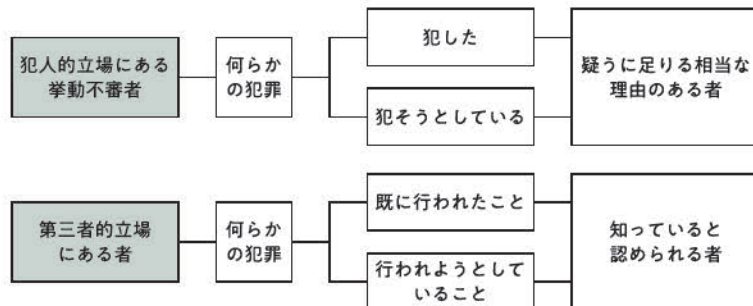
(1) 犯人的立場にある挙動不審者

- ア 異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者をいう。
- イ 職務を行う警察官個人の主観的な考えや判断ではなく、客観的にみて、社会通念上、合理的とみられる判断をしなければならない。

(2) 第三者的立場にある者

既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている者と認められる者をいい、下記の2つに分けられる。

- ① 犯人の共犯者の立場にあるなど、犯人と利害を同じくする者
- ② 被害者や目撃者のような参考人的立場の者



③ 停止

(1) 意義

移動中の歩行者を立ち止まらせたり、自転車に乗車走行中の者に停止を求めたりするなど、質問できる状態にすること等をいう。また、走行中の自動車を停車させることも含む。

(2) 停止を求める際の有形力の行使

逃走を図り又は抵抗する対象者に対しては、具体的状況に応じ、説得の手段として、必要最小限度の有形力の行使が認められる場合がある(最決昭51.3.16)。



判例

停止させる手段・方法

適法とされた事例

- 逃げようとする相手の面前に立ち塞がった事例(広島高判昭51.4.1)
- 逃げようとする相手の肩に手を掛けた事例(札幌高判昭27.12.15)
- 質問を続行するため、逃げた相手を追跡した事例(最判昭30.7.19)
- 路上に停車した車両を警察車両で取り囲んだ事例(東京高判平9.4.3)
- 車両の運転席の窓から手を差し入れてエンジンのスイッチを切り、運転を制止した事例(最決昭53.9.22)

違法とされた事例

- 「止まらなければ逮捕する」「逃げると撃つぞ」等と叫びながら追跡した事例(大阪地判昭43.9.20)
- 運転者を車外に引き降ろそうとした事例(東京簡判昭49.9.20)

④ 質問

(1) 意義

相手に対し、警察官としての職責を遂行するため、疑念等の分からないことや知りたいことについて、問いたすことをいう。

(2) 質問事項

相手の異常な挙動等を理由に抱いた疑念の背後にある真相を把握するために知りたいことや分からないことが、質問の主な内容になる。

(3) 質問対象者の法的地位

職務質問を受けた相手には、その質問を受忍する義務がある。しかし、質問に応答する法的義務はなく、質問に応じないことや虚偽答弁をしたことを理由とする制裁はない。

(4) 職務質問のための留め置き

職務質問を行う必要性の程度に応じて、質問をするため、通常、必要と認められる時間、相手にその場にとどまることを求めることができる(東京高判平21.7.1)。



マンガでTRY 法学論文 刑法

TOPの論文 4、TOP・MPDの論文 3 とリンク！



誤想防衛

甲女は、給料日のある夜、仕事終わりに自宅近くの銀行で現金30万円を引き出した。その帰り道、甲女は、背後から大柄な男性(乙男)が走って自分を追い掛けてきていることに気が付いた。甲女は、乙男が自分の給料を狙って襲ってくる強盗だと思い、身を守るため、とっさに振り返り、体当たりをして乙男を転倒させた。ところが、乙男は強盗ではなく、甲女が銀行のATMに置き忘れたスマートフォンを届けるために追い掛けてきただけであった。



問 この場合における甲女の刑責について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡